様式77

高圧ガス販売計画書(一般則)

１.販売の目的

|  |  |
| --- | --- |
| 販売所の名称 | （電話番号　　　　　　　） |
| 販売所の所在地 |  |
| 主な販売先 | (1)病院(2)試験研究機関(3)工場(4)建設業(5)空調設備設置者(6) その他（ 　 ） |
| 販売の形態 | (1)小売(2)卸売(3)卸小売(4)その他（ 　　　　　　 ） |
|  (1)容器による販売(2)伝票による販売(3)冷媒補充 (4)その他（ ） |
| 取扱う高圧ガスの区分及び種類 | 高圧ガスの区分 | 高圧ガスの種類 |
| (1)可燃性･毒性ガス |  |
| (2) 可燃性ガス |  |
| (3) 毒性ガス |  |
| (4) 酸素 |  |
| (5) その他 |  |

２．販売の方法に係る技術上の基準に対応する事項（規則第40条）

 (1) 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えます。（別添のとおり）

 (2) 充填容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもって行います。

 注：圧縮天然ガスを取り扱う者は、項目を追加すること。

３．容器置場及び貯蔵量

|  |  |
| --- | --- |
| 容器置場の所在地又は設置場所 |  　　　　　　　　　　 |
|  容器置場の面積 | ㎡  |  最大貯蔵量 | 　　　　　　　　㎥ |
| ガスの区分 | ガスの種類 | １本あたりの充填量(㎥・kg) | 貯蔵本数 | 貯蔵量（㎥・kg） | ㎥　換算 |
| 可燃性・毒性ガス |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 可燃性ガス |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 毒性ガス |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 酸素 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

注：液化ガスは10㎏を1㎥として換算すること。

４．貯蔵の方法に係る技術上の基準に対応する事項（規則第18条第２号）

 (1) 可燃性ガス又は毒性ガスの充填容器等の貯蔵は、通風の良い場所で行います。

 (2) 充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置きます。

 (3)　可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置きます。

　（4） 容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置きません。

 (5) 容器置場の周囲２ｍ以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置きません。　(不活性ガス及び空気を除く)

 (6) 充填容器等は、常に40℃以下に保ちます。

 (7) 充填容器等（内容積が５ℓ以下のものを除く。）には、転倒、転落等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱をしません。

 (8) 可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入りません。

　　注：シアン化水素を貯蔵する者は、項目を追加すること。

　（9） 船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器では貯蔵しません。（法第16条第1項の許可を受け、又は法第17条の2第1項の届出を行ったところに従い貯蔵する場合を除く。）

(10）一般複合容器等であって当該刻印等において示された年月日から15年を経過したものを貯蔵に使用しません。